平成３０年　８月１３日

事　務　局　長　決　裁

　　　南部広域行政組合施設見学等に関する実施要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、南部広域行政組合（以下「組合」という。）が設置する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の見学及び啓発施設利用（以下「施設見学等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（施設見学等の休業日）

第２条　施設見学等の休業日は、次のとおりとする。

　⑴　土曜日及び日曜日

　⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

　⑶　６月２３日（慰霊の日）

　⑷　１月２日及び３日並びに１２月２９日から同月３１日まで

　⑸　暴風警報が発令された日

２　前項の休業日は、組合理事会（以下「理事会」という。）が必要と認めるときは変更することができる。

　（施設見学等の時間）

第３条　施設見学等の時間は、月曜日から金曜日の午前９時から午後４時までとする。ただし、理事会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

　（施設見学の申請）

第４条　施設見学を希望する者は、原則５名以上の団体で、かつ見学希望日の７日前までに施設見学申請書（第１号様式）を理事長に提出しなければならない。

２　理事会は、前項の申請があったときは、次に揚げるやむを得ない理由がない限り受理するものとする。

　⑴　第２条に規定する休業日

　⑵　既に予約が入っており、物理的に対応が不可能な場合

　⑶　議会開会中、工事等業務に支障をきたす場合

　⑷　その他理事会が施設管理等に支障があると認めた場合

（遵守事項）

第５条　施設見学者は、次に揚げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　立ち入り禁止場所へ入らないこと。

　⑵　施設の安全稼働に支障を及ぼす行動は厳につつしむこと。

　⑶　所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。

　⑷　敷地内で火気は使用しないこと。

　⑸　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。

　⑹　動物、ペット類を帯同しないこと。

　（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか組合の施設見学等に関し必要な事項は、理事会が定める。

　　　附　則

　この要領は平成３０年８月１３日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

施　設　見　学　申　請　書

　　　年　　　月　　　日

南部広域行政組合理事長　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 所在地 |  | |
| 団体名 |  | |
| 代表者 |  | ㊞ |
| 担当者氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |

次のとおり、施設見学等について申し込みします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日時 | 年　　　月　　　日（　　） | 時　　　分～　　　時　　　分 | |
| 見学目的 |  | | |
| 人数 | 人 | |  |
| 備考 |  | | |
| 施設見学の様子を構成市町の広報誌等に掲載するため、写真撮影させて頂くことがあります。  　次の１～４のいずれかに〇を付けてください。  　１　施設見学の様子について、正面からの写真も掲載して良い。  　２　施設見学の様子について、後ろ姿や斜め後ろからの写真なら掲載してよい。  　３　写真の掲載はして欲しくないが、団体名（学校名等）や感想等は掲載しても良い。  　４　写真、団体名（学校名等）、感想等も掲載して欲しくない。 | | | |

※見学を希望する施設に○をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 所管課 | 連絡先 |
| １　糸豊環境美化センター | 糸豊環境衛生課 | 〒901-0353　沖縄県糸満市字束里74-1  ＴＥＬ：098-997-3078／ＦＡＸ：098-997-4737 |
| ２　岡波苑 |
| ３　東部環境美化センター | 東部環境衛生課 | 〒901-3014　沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1612  ＴＥＬ：098-946-3014／ＦＡＸ：098-946-6072 |
| ４　汚泥再生処理センター |
| ５　島尻環境美化センター | 島尻環境衛生課 | 〒901-0614　沖縄県南城市玉城字奥武996  ＴＥＬ：098-948-7070／ＦＡＸ：098-917-1543 |
| ６　清澄苑 |
| ７　美らグリーン南城 | ＴＥＬ：098-917-0626／ＦＡＸ：098-917-1360 |

※　申し込みする際は、事前に係員と日程調整を行ってください。

※　南部広域行政組合で、議会等が緊急で開かれる場合、施設見学の日時等を調整する事があります。

※　施設見学の休業日は、土曜日及び日曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、　慰霊の日（6月23日）、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日となっております。

※　暴風警報が発令された場合は、施設見学は中止とさせて頂きます。

※　施設内で、業務上の事故等により施設見学が困難と認められる時は、施設見学を中止することがあります。

※　下記の遵守事項を逸脱した場合には事故防止等の為、施設見学を中止させて頂きます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ≪遵　守　事　項≫  ⑴　立ち入り禁止場所へ進入しないこと。  ⑵　施設の安全稼働に支障を及ぼす行動は厳に慎むこと。  ⑶　所定の場所以外で喫煙、又は飲食をしないこと。  ⑷　敷地内で火気類は使用しないこと。  ⑸　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。  ⑹　動物、ペット類を帯同しないこと。  ⑺　その他、施設管理者の指示することを遵守すること。 |  | | |
| 課　長 | 技術管理者 | 課員 |
|  |  |  |